自動体外式除細動器賃貸借（リース）仕様書

1. 件名　自動体外式除細動器賃貸借（リース）
2. 目的

　 本仕様書は、社会福祉法人堺市社会福祉協議会（以下甲）の自動体外式除細動器の導

入について、必要な仕様を定める。

1. 本契約の範囲は、物品の借入、搬入据付、調整、検査、保守及び甲に対する諸手続

き、納品の際は使用説明を行い、なおかつ既存の自動体外式除細動器を無償で廃棄することを含むものとする。

1. リース期間　令和元年１２月１６日から令和９年１２月１５日まで９６カ月とする。
2. リース料金及び入札

入札者は、９６カ月分のリース料金で算定したリース料金の総額を算定するものと

し、入札書に記載する入札価格も同様にリース総額とする。落札に当たっては、入札価格に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするため、貸主は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載するものとする。

6　リース物件

　 物件明細

1. 数量　５台
2. 自動体外式除細動器（ＡＥＤセット）　１セットの内訳

（Ｎｏ.52308サマリタン350Ｐ（８年保証安心パック））

自動体外式除細動器（ＡＥＤセット）本体――――――１台

本体収納キャリングケースーーーーーーーーーーーーー１組

成人用パッドパックーーーーーーーーーーーーーーーー１組

レスキューセットーーーーーーーーーーーーーーーーー１式

（専用ポーチに収納されており、本体に取り付けあるいは収納ができるこ

と。

　 （3）　収納品：万能はさみ、Ｔ字カミソリ、Ｑマスク（手袋付）、ガーゼ等）

（4）　AED操作・メンテナンス説明書（ＤＶＤ付）―――――１部

規格・機能は下記のとおり

（1）　ＡＥＤ本体及び使用する電極パッドは、薬機法の承認を受けており、非医療従事者の使用が認められる機器であること。

（2）　出力は二相性の波形で通電できること。

（3） インピーダンス補正型の除細動器であること。

（4） 出力エネルギーは、定格の固定式ではなく、１５０、１５０、２００Ｊのエスカレーション式であること。

（5）　除細動適用時には音声ガイダンスの他に、パネル上でも操作手順がわかるものであること。

（6）　緊急時における電極パッドの接続ミスや時間のロスを防ぐために、電極パッド（バッテリーと一体型の場合はその一式）は、待機時から既に本体に装着（接続）された状態であること。

（7）　機器のセルフチェックを自動的に行う機能を有し、使用可能状態は緑のＬＥ

Ｄランプ点滅等、目視で分かりやすい表示であること。

（8） 一刻を争う場面での使用が想定されるため、機器の操作はキャリングケースに

入れたまま可能であること。

(9）　持ち出し及び持ち運び用途を想定し、機器の重量は、バッテリーを含み

１．１Ｋｇ以内であること。

(10） 防塵・防水保護ＩＰ５６を有していること。

(11) ＡＥＤ機器本体の耐用期間は８年であること。

(12) ＡＥＤ機器本体の保証期間は「製造メーカー保証」が８年間であること。ま

た保証期間内は必要に応じて、成人用パッドパックを無償提供すること。（期限

による交換及び、緊急使用時の交換も含む、回数制限なし）。

(13) 耳の不自由な方でも安心して使用できるように、耳マークの承認を得ている

こと。

(14) 消耗品の有効期間は４年を有しておりかつ管理の利便性から電極パッド及び

バッテリーの期限が同じであること。

(15) ＡＥＤ本体については、国内で官公庁等に納入実績があること。

（16） ガイドライン２０１５対応機器であること。

（17） ８年間の成人用パッドパック（バッテリー・電極パッド）の定期交換１から

２回を含む。

　　7　製造者の指定

賃貸借物件については全数、同一製造業者の同一機種とする。

8　動産保険について

本契約は、リース期間を保険期間とする動産総合保険付であること。

9　保守について

1. 保守の対象期間は賃貸借期間と同様とする。
2. 保守対応はメーカーオンサイト保守が望ましいが、メーカーが対応していない場

合、受注者が対応すること。

1. 借入機器のうち、賃借期間中に交換が必要な消耗部品が、甲の使用者における重

大な過失による故障は対象とせず、その場合は、甲乙双方協議のうえ、修理対応す

ること。

10　リコール時の対応

　　自動体外式除細動器メーカーの責めによる瑕疵（リコール）等の不具合が発生した場合は、自動体外式除細動器が安全に使用できる状態になるよう対応すること（対応に係る時間が48時間を超える場合には、代替品を提供すること）

11　その他の事項

この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。